

議案第 27 号

市道路線の認定について

下記の市道路線を認定するため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、市議会の議決を求める。

平成 21 年 9 月 4 日提出

市川市長 千葉 光 行

記

整理 番号	路線名	起 点	延長 (m)	幅員 (m)
		終 点		
1	主要幹線 1 級市道 0131 号	八幡一丁目 583 番地先	1,571.84	18.39～
		東菅野五丁目 2094 番地先		42.00
2	4 地区 487 号	八幡一丁目 590 番地先	112.97	4.00～
		八幡一丁目 596 番地先		4.00
3	4 地区 488 号	八幡五丁目 616 番地先	136.64	8.00～
		八幡五丁目 607 番地先		9.00
4	4 地区 489 号	八幡五丁目 656 番地先	10.65	7.00～
		八幡五丁目 656 番地先		7.00
5	4 地区 490 号	八幡五丁目 662 番地先	10.96	5.00～
		八幡五丁目 661 番地先		5.00

理 由

都市計画道路3・4・18号浦安鎌ヶ谷線の整備事業の進捗に伴い、本計画道路および周辺住民の生活道路としての取付道路を市道として認定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第27号参考図

